

【契約書別紙】

介護老人福祉施設 たきべ野 短期入所生活介護 利用料金表

(令和4年10月1日改定)

基本料金(併設型ユニット型個室)

【介護度】	【負担割合】	1日当たりの自己負担額 (単位:円)							小計 ⑧(①~⑦)	【負担段階】	居住費 ⑨	食費 ⑩	合計 ⑧+⑨+⑩
		短期入所生活介護費 ①	機能訓練加算体制 ②	夜勤職員配置加算Ⅳ ③	サービス提供体制加算Ⅲ ④	Ⅰ処遇改善加算 ⑤ (①改善加算×3%)	Ⅱ処遇改善加算 ⑥ (①改善加算×7%)	特定処遇改善加算 ⑦ (①改善加算×6%)					
要介護1	1割									1	820	300	1,947
										2	820	600	2,247
										3①	1,310	1,000	3,137
										3②	1,310	1,300	3,437
									4	2,500	1,446	4,773	
		2割	1,392	24	40	12	122	40	23	1,653	4	2,500	1,446
	3割	2,088	36	60	18	183	59	35	2,479	4	2,500	1,446	6,425
要介護2	1割									1	820	300	2,024
										2	820	600	2,324
										3①	1,310	1,000	3,214
										3②	1,310	1,300	3,514
									4	2,500	1,446	4,850	
		2割	1,528	24	40	12	133	43	26	1,806	4	2,500	1,446
	3割	2,292	36	60	18	200	65	38	2,709	4	2,500	1,446	6,655
要介護3	1割									1	820	300	2,107
										2	820	600	2,407
										3①	1,310	1,000	3,297
										3②	1,310	1,300	3,597
									4	2,500	1,446	4,933	
		2割	1,676	24	40	12	145	47	28	1,972	4	2,500	1,446
	3割	2,514	36	60	18	218	71	42	2,959	4	2,500	1,446	6,905
要介護4	1割									1	820	300	2,186
										2	820	600	2,486
										3①	1,310	1,000	3,376
										3②	1,310	1,300	3,676
									4	2,500	1,446	5,012	
		2割	1,816	24	40	12	157	51	30	2,130	4	2,500	1,446
	3割	2,724	36	60	18	236	77	45	3,196	4	2,500	1,446	7,142
要介護5	1割									1	820	300	2,261
										2	820	600	2,561
										3①	1,310	1,000	3,451
										3②	1,310	1,300	3,751
									4	2,500	1,446	5,087	
		2割	1,952	24	40	12	168	55	32	2,283	4	2,500	1,446
	3割	2,928	36	60	18	252	82	49	3,425	4	2,500	1,446	7,371

## 1. 介護給付対象サービスの利用料金について

- ① 職員体制に基づく加算(上記の表③及び④)は、職員の配置状況により算定しない場合があります。
- ② 処遇改善加算Ⅰ及び特定処遇改善加算Ⅰ(上記の表⑦及び⑧)は、小数点以下四捨五入計算する為、実際の請求金額に数円の差が生じる場合があります。
- ③ 法定代理受領により等事業所の介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の負担は、介護保険給付の1割又は2割もしくは3割となります。(保険者が交付する「負担割合認定証」による。)
- ④ 居住費及び食費負担の第1段階から第3段階②については、低所得の方への助成(補足給付)制度です。市町村が交付する「負担限度額認定証」により決定されますので、保険者への申請が必要になります。

### 【負担限度額認定証】

利用者負担段階	対象者	
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員(世帯が分かれている配偶者含む)が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
第2段階	・世帯全員(世帯が分かれている配偶者含む)が市町村民税非課税で、年金収入等(課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金、障害年金等の収入額)の合計が年額80万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下
第3段階①	・世帯全員(世帯が分かれている配偶者含む)が住民税非課税の方で、年金収入などの合計が年額80万円超120万円以下の方	かつ、預貯金等が単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下
第3段階②	・世帯全員(世帯が分かれている配偶者含む)が住民税非課税の方で、年金収入などの合計が年額120万円超の方	かつ、預貯金等が単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下
第4段階	・市町村民税課税世帯(負担限度額認定証は対象外)	

- ⑤ 居住費は「室料」+「光熱水費」相当で厚生労働省から示された基準費用額を参考に設定しております。
- ⑥ 食費は「食材費」+「調理費」相当で、厚生労働省から示された基準費用額を参考に設定しております。なお、1食の食費482円での請求とし、1日の食費が負担限度額以内の場合は、その額が利用者の負担となります。
- ⑦ 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため在宅生活が困難であり、緊急に短期入所生活介護を利用することが適当であると判断し、これを利用した場合は、7日を限度として200単位/日が加算されます。
- ⑧ 介護者等の理由により、計画的に行うことになっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合は、7日(特別な事情の場合は14日)を限度として90単位/日の費用が加算されます。
- ⑨ 若年性認知症と診断されている方が利用された場合には、120単位/日の費用が加算されます。(⑥の加算を算定している場合は算定しません。)
- ⑩ 送迎を行う場合は、片道につき184単位が加算されます。
- ⑪ 日常生活機能の維持を目的に個別に機能訓練を実施する場合は、56単位/日が加算されます。
- ⑫ 区分支給限度基準額を超えた介護サービス費(上記の表①～⑧)の利用者負担は、10割となります
- ⑬ 負担限度額認定証をお持ちの方でも区分支給限度基準額を超えた日以降の居住費及び食費は、負担限度額認定証が適用とならず、厚生労働省から示された基準費用額の請求となります。
- ⑭ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、介護福祉施設サービス費(上記の表①)に0.1%上乘せした額の負担となります。

## 2. 介護給付対象外サービスの利用料金

項目	内容
特別の食事等のサービス	要した費用の実費。但し、介護給付対象サービスの食事代とは別料金です。
金銭管理・行政手続き代行サービス	要した費用の実費
理髪費	要した費用の実費
日常生活に要する費用	レクリエーション費：実施に係る費用 個人持ち込み電化製品・器具の電気料：1台10円/日 個人に必要な特殊介護用品：物品購入の実費 個人の日用品：物品購入の実費

※ このほかに必要時に雑費をいただくことがあります。